

賃貸借契約書(案)

安田町長 黒岩 之浩（以下「甲」という。）と〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により賃貸借契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

2 甲乙両者は、日本国の法令を遵守し、この契約を履行しなければならない。

（賃貸借の内容）

第2条 甲は、この契約の条項に従って、別表中1記載の自動車を賃借し、乙はこれを賃貸する。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、令和 年 月 日から令和 年 月 日までとする。

（賃貸借料等）

第4条 賃貸借料は、月額金 , 円（うち消費税額及び地方消費税額 , 円）とする。

（契約保証金）

第5条 契約保証金は、安田町財務規則第124条第1項第9号の規定により免除する。

（納車期限及び納車場所等）

第6条 納車期限及び納車場所は次のとおりとする。

（1）納車期限 令和 年 月 日（ ）

（2）納車場所 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地

（賃貸借料の支払）

第7条 賃貸借料は、第3条に規定する賃貸借期間から発生するものとし、賃貸借期間開始日から起算して1ヶ月毎を1月分として計算し、乙は、毎月の賃借料の支払いを自動車の使用月の翌日以降、甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により適法な請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

3 支払は、乙指定の乙の銀行口座に振り込むものとする。

（支払遅延に対する遅延利息）

第8条 甲は自己の責めに帰すべき理由により前条第2項に規定する期間内に賃貸借料の支払を遅延した場合は、乙に対して、支払期限の翌日から支払を完了するまでの日数に応じ未払賃貸借料の金額に年2.5パーセントの割合を乗じた額を支払わなければならない。ただし、その額に100円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。

（権利又は義務の譲渡等の禁止）

第9条 乙は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は担保に供してはならない。ただし、あらかじめ書面により甲の承諾を得た場合は、この限りでない。

2 甲は、自動車を他に譲渡したり、第三者に使用させたり、その他乙の権利を侵害するような行為をしてはならない。

3 甲は、自動車について第三者から侵害がないよう保全するとともに、もしそのような事態が発生したときは、直ちに乙に通知し、かつ速やかにその事態を解消しなければならない。

（暴力団等からの不当介入に対する通報及び報告の義務）

第10条 乙は、この契約に係る事業の遂行に当たって、暴力団等による不当若しくは違法な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為を受けたときは、その旨を甲に報告するとともに、所轄の警察署に届け出なければならない。

(自動車の引渡し)

第 11 条 自動車の甲への引渡しは、速やかに甲が指定する場所において行うものとする。自動車については、乙が自動車登録完了後、速やかに行い、また、自動車に乙の所有権を明示する表示、標識等を付着することができるものとする。

2 甲は、自動車を引渡す旨の通知を受けたときは、直ちにこれに応じ、引渡しを受け次第検査し、検査終了後速やかに乙所定の「物件受領証」を乙に交付するものとする。

3 甲の自動車の検査完了により、自動車の引渡しがあったものとする。

4 甲が自動車を検査する際に、自動車の瑕疵を発見した場合は、甲は直ちにこれを乙に通知し、また物件受領証にその旨を記載するものとする。なお、甲がこれを怠ったときは、自動車は完全な状態で引渡されたものとし乙は、責任を負わない。

(自動車の品質などの不適合等)

第 12 条 自動車の引渡し後、その車に万一不具合が生じた場合、その原因が設計、材質、製造等にあるときは、甲は、直ちに書面で乙に通知する。その原因が設計、材質、製造等にあるときは、甲はその自動車の保証書の定めるところに従って、その自動車の製造会社または販売会社から担保責任の履行を受けるものとする。

(自動車の使用、保管)

第 13 条 甲は自動車の本来の用法及び諸法令に従い、通常の業務のため、善良なる管理者の注意をもってこれを管理しなければならない。

2 甲は、自動車を使用するに当たっては、法令及び諸規則に従い、日常点検整備を行い安全運転に努めるものとする。

(原状の変更)

第 14 条 甲は、自動車の改造、模様替え、規格、性能および仕様の変更ならびにほかの部品等を取り付ける当の行為を行おうとするときは、あらかじめ書面により乙の承諾を得なければならない。

(損害賠償)

第 15 条 乙は、甲が、自己の責めに帰する事由により自動車を滅失又は使用不能（修理不可能）な状態にき損したとき又は甲の故意若しくは重大な過失により自動車に損害が生じたときは、甲に対し損害賠償を請求することができるものとする。この場合において、乙は当該損害に係る保険金を受領しているとき又は受領する見込みがあるときは、当該保険受領額又は見込額については、甲に請求しないものとする。

2 乙は、この契約に定める義務を履行しないため甲に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。

3 前 2 項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、損害金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

4 甲は、第 16 条又は第 16 条の 2 の規定によりこの契約を解除したときにおいて、第 16 条第 2 項に定める（第 16 条の 2 第 2 項において準用する場合を含む。）違約金の額を超える損害がある場合は、乙に対してその超過分につき賠償を請求することができる。

(甲の解除権)

第 16 条 甲は、乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）がその責に帰すべき事由により、この契約に定める義務を履行しないときは、催告を行うことなくこの契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

2 前項の規定により契約が解除された場合においては、乙は、契約金額の 10 分の 1 に相当する額（当該額に 1 円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。

3 前項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、違約金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。

(暴力団排除措置による解除)

第16条の2 甲は、乙(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。)が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この場合において、解除により乙に損害があっても、甲はその損害の賠償の責を負わないものとする。

- (1) 安田町暴力団排除条例(平成23年3月10日安田町条例第1号)第2条第1号に規定する暴力団(以下「暴力団」という。)であると認められるとき。
- (2) 役員等(次に掲げる者をいう。以下この項において同じ。)が安田町暴力団排除条例(平成23年3月10日安田町条例第1号)第2条第2号に規定する暴力団等(以下「暴力団等」という。)であると認められるとき。
 - ア 法人にあっては、代表役員等及び一般役員であって経営に事実上参加している者
 - イ 法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他アに掲げる者と同等の責任を有する者
 - ウ 個人にあっては、その者及びその使用人(支配人、本店長、支店長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業所の業務を統括する者(事業所の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者を含む。))
- (3) 役員等が業務に関し、暴力団等であることを知りながら当該者を使用し、又は雇用していると認められるとき。
- (4) 暴力団等がその経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が、自己、その属する法人等(法人その他の団体をいう。)若しくは第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団等を利用していると認められるとき。
- (6) 役員等が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (7) 役員等が、業務に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (8) 役員等が、安田町との契約に関し、暴力団等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる業者であることを知りながら、これを利用していると認められるとき。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、役員等が暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (10) 第20条に規定する義務を履行しなかったと認められるとき。

2 前条第2項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除された場合について準用する。

(談合等の不正行為が行われた場合の解除)

第16条の3 甲は、乙(乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。)がこの契約に関して、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。この解除により乙に損害を及ぼしても甲はその責を負わないものとする。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第62条第1項に規定する課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。以下この条において同じ。))
- (2) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして独占禁止法第49条に規定する排除措置命令(以下「排除措置命令」という。)を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
- (3) 乙(法人の場合にあっては、その役員及びその使用人を含む。)について刑法(明治40年法律第45号)第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項、第90条若しくは第95条(独占禁止法第89条第1項又は第90条に規定する違反行為をした場合に限る。)の規定による刑が確定したとき。
- (4) 納付命令又は排除措置命令(これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体(以下この号及び次号において「乙等」という。)に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい、乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号及び第17条第1項第1号において同じ。))において、この契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (5) 前号に規定する納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象とな

った取引分野が示された場合において、この契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき（公正取引委員会が発した文書によってこの契約を特定できる場合に限る。）。

- 2 第16条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約が解除された場合に準用する。

（賠償額の予定）

第17条 乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第16条の3第1項各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知（地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条に規定する納入の通知をいう。次条第1項において同じ。）を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

- （1）第16条の3第1項第1号、第2号、第4号及び第5号のいずれかに該当する場合であって、納付命令又は排除措置命令又は審決の対象となる行為が、独占禁止法第2条第9項の規定に基づく不公正な取引方法（昭和57年6月18日公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売である場合その他甲が特に認める場合

- （2）第16条の3第1項第3号に該当する場合であって、刑法第198条の規定による刑が確定した場合

- 2 前項の規定にかかわらず、甲は、甲に生じた実際の損害金と同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、乙に対してその超過した損害金にこの契約における賃貸借料の最終の支払の日の翌日から起算して当該損害金の支払の日までの日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）の遅延利息を付した額を請求することができる。

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての構成員は、賠償金並びに損害金及び遅延利息を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、代表者であった者又は構成員であった者についても、同様とする。

- 4 前3項の規定は、契約が完了した後においても適用する。

（違約金としての違約金）

第17条の2 乙（乙が共同企業体である場合は、その構成員のいずれかの者をも含む。）は、第16条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する場合は、前条の賠償額の予定とは別に、違約金としての違約金を、特別の定めがある場合を除き、甲が納入の通知を発する日の属する月の翌月の末日（当該日が日曜日、土曜日若しくは国民の祝日に関する法律第3条に規定する休日又は12月31日に当たるときは、これらの日の前日をもって当該日とみなす。）までに支払わなければならない。

- 2 前項の違約金としての違約金の額は、契約料の10分の1に相当する額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。以下この項において「違約金額」という。）とする。ただし、乙が次に掲げる各号のいずれかに該当する場合は、該当する号（複数該当する場合はそれぞれの号）に定める額を違約金額から減額した額とする。

- （1）乙が共同企業体であって、その構成員中に、第16条の3第1項第1号から第3号までのいずれかに該当する構成員（以下この条において「違約金対象構成員」という。）以外の構成員がある場合 違約金額に違約金対象構成員以外の構成員の共同企業体協定書に規定する出資割合（第3号において「出資割合」という。）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額）

- （2）乙（乙が共同企業体である場合を除く。）がこの契約に関し独占禁止法第7条の2第11項又は第12項の規定による課徴金の減額（以下この項において「課徴金の減額」という。）を受けた事業者（公正取引委員会に対して課徴金減免制度の適用を受けたことを公表することを申し出て、公正取引委員会によって公表された事業者に限る。次号において同じ。）である場合 違約金額にその者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額

(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

(3) 乙が共同企業体であって、その構成員中に、この契約に関し課徴金の減額を受けた事業者がある場合 違約金額に課徴金の減額を受けた構成員の出資割合を乗じて得た額に、その者が課徴金の減額を受けた割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額)

- 3 前2項の場合において、乙が共同企業体であるときは、すべての違約罰対象構成員は、違約罰としての違約金を共同連帯して甲に支払わなければならない。乙が既に解散しているときは、構成員であった者についても、同様とする。
- 4 前項の場合において、共同企業体の代表者が第16条の3第1項第1号から第3号までのいずれにも該当しないときは、甲は、納入の通知その他の行為を違約罰対象構成員のうちいずれかの者に対して行うものとし、甲が当該者に対して行った行為は、すべての違約罰対象構成員に対して行ったものとみなす。また、すべての違約罰対象構成員は、甲に対して行う行為について、当該者を通じて行わなければならない。
- 5 前各項の規定は、契約が完了した後においても適用する。

(乙の文書提出義務)

- 第17条の3 乙(乙が法人である場合は、その役員及びその使用人をも含む。乙が共同企業体である場合は、その構成員並びにその構成員の役員及び使用人をも含む。)は、この契約に関して、公正取引委員会、警察、検察庁、裁判所その他公的機関から通知、命令その他の文書(この契約書の規定により甲から発せられた文書を除く。)の交付を受けたときは、直ちに当該文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 2 前項の規定は、契約が完了した後においても適用する。
 - 3 前2項の規定は、履行期間の末日から起算して5年を経過した日の属する年度の末日まで適用する。

(損害金等の徴収)

- 第18条 乙がこの契約に基づく損害金、違約金、賠償金又は違約罰としての違約金を甲の指定する期間(第17条に規定する賠償金にあつては同条第1項に、第17条の2に規定する違約罰としての違約金にあつては同条第1項にそれぞれ規定する期間とする。以下この項において同じ。)内に支払わないときは、甲は、その支払わない額に甲の指定する期間を経過した日から起算して契約料の支払日までの日数に応じて年5パーセントの割合で計算した額(当該額に1円未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた額。次項において同じ。)の遅延利息を付した額と、甲の支払うべき契約料とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。
- 2 前項の追徴をする場合には、甲は、乙から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の遅延利息を徴収する。ただし、計算した遅延利息の額が、100円に満たないときは、この限りでない。

(乙の解除権)

- 第19条 乙は、甲が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定により契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(予算の減額又は削除に伴う解除等)

- 第20条 この契約は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の3の規定による長期継続契約であり、甲は、契約期間中であっても、この契約を締結した翌年度以降において、甲の歳出予算におけるこの契約の契約金額について減額又は削除された場合には、この契約を変更又は解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定によりこの契約を変更し、又は解除された場合において、乙に損害が生じたときは、甲にその損害の賠償を請求することができる。

(年当たりの割合の基礎となる日数)

- 第21条 第8条、第17条第2項及び第18条の規定による損害金、遅延利息等の額を計算する場合における年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とする。

(自動車の返還等)

- 第 22 条 甲は、第 3 条の賃貸借期間が満了したとき並びに第 16 条、第 16 条の 2、第 16 条の 3、第 19 条及び第 20 条の規定に基づき契約を解除したときは、自動車の通常の消耗として乙が認めたものを除き、直ちに甲の負担で自動車を原状に回復したうえ、乙の指定する場所に返還するものとする。ただし、乙の承諾を得たときは、この限りでない。
- 2 自動車の返還に要する費用は、甲の負担とする。ただし、乙の責めに帰する理由によりこの契約を解除した場合における自動車の返還に要する費用は、乙の負担とする。
- 3 自動車の返還が遅れた場合には、甲は契約終期から自動車の返還完了までにこの契約に定められた賃貸借料相当額を乙に支払うと同時に、この契約に定められた全ての義務を履行するものとする。

- (事故処理)
- 第 23 条 自動車の保管若しくは使用に起因した事故が発生したときは、甲は、その責任において法令の定める諸手続きに従って事故の解決をするものとする。
- 2 甲は、前項の事故により第三者に対して損害を与えたときはその賠償の責を負うものとする。
- 3 事故が発生したときは、甲は速やかに乙に報告するとともに、事故による自動車の損傷について、甲の負担により自動車を修理するものとする。

- (疑義の決定等)
- 第 24 条 この契約に関する疑義及びこの契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

- (裁判管轄)
- 第 25 条 この契約に関して生じた甲乙間の紛争については、高知地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

上記契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、当事者がそれぞれ記名押印のうえ、各自その 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地
安田町
安田町長 黒岩 之浩

乙 ○○○○○○○○
○○○○○○○
○○○○ ○○ ○○

別 表

1 賃貸借	
車名・型式	三菱自動車工業株式会社 ミニキャブバン
仕様	仕様書のとおり
車両台数	1 台
その他附帯条件	仕様書のとおり
使用本拠地及び保管場所	安田町役場（高知県安芸郡安田町大字安田 1850 番地）
2 賃貸借料に含まれる費用	
納車諸費用、登録諸費用、自動車税（軽自動車税）の納付及びこれを証する書類提出、その他仕様書に定めるもの	
3 賃貸借期間	
期間	72 ヶ月
納車予定日	令和 8 年 2 月 1 日
4 メンテナンスサービス	
仕様書のとおり	
5 占有者	
安田町（自動車検査証の使用者名義）	
6 その他附帯条件	
仕様書のとおり	